

第65号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1

すざか 農業委員会だより

延長される
鳥獣害防除用電気柵
— 当初計画の全延長が完成予定 —



農業振興対策部会による現地調査

サル・イノシシなどの有害鳥獣被害は、毎年多額に上っています。また、最近ではニホンジカの出没も増え、この被害も心配されます。市では平成16年から現在まで防除対策として、地区の皆様のご協力をいただき29.1 kmの電気柵を設置してきました。

市全域では、50.4 kmの設置が必要なことから、残り21.3 kmへの設置が大きな課題と

なっていました。早期完成のため国の交付金を活用した約1億1千万円の予算により、年度内に当初計画の全延長が完成する見込みとなりました。

(今年度の設置予定地区及び延長・豊丘上町5.5 km、坂田・日滝地区8.2 km、仁礼地区2.0 km、米子地区5.6 km)



- 延長される鳥獣害防除用電気柵
- 個人・団体で利用できる支援事業
- 農地の貸し借りの手続きについて
- 標準労賃・機械作業標準料金、賃借料情報
- 「TPPを考える学習会」に参加して
- 家族経営協定合同調印式
- 農業振興に関わる要望を行いました
- 小林郁雄委員が表彰されました

個人・団体で利用できる支援事業を紹介します

市では農業者の皆様が利用できる各種の支援事業を用意しています。今年度に予算化された事業は下表のとおりですので、ご希望の支援事業がある場合は市農林課へご相談ください。なお、申請に当たっては計画や予定等を事前に確認させていただき、その後に各自で申請を行っていただくことになります。

事業名	目 的	対 象 者	対象経費等	補 助 率 等	予算額(千円)
遊休農地等解消対策事業	遊休農地の解消を図ります。	利用権設定により遊休農地を借りる方、または所有権移転を受ける方。3年以上耕作することが条件です。	委託料、使用料、賃借料、種苗購入費、農薬購入費、資材費、燃料費、土地改良に係る費用	同一農地 1 回限りとし、対象経費の合計額は10アール当たり10万円が限度です。	5,000
環境保全型農業直接支払交付金	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。	支援対象となる環境保全活動に取り組むエコファーマーに認定された方。	化学肥料、化学合成農薬の 5 割低減とカバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、有機農業などの取組み	10アール当たり 8 千円の定額です。 ※カバークロップ＝土壌浸食防止、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される作物のこと。 ※リビングマルチ＝土壌浸食防止を目的として、主として栽培する作物とは別の作物の播種を行い、主作物の生育期間中も生育を続けさせて地表を植物で覆わせるのに使われる被覆植物のこと。	262
新規就農者支援事業	技術習得を支援し、担い手を確保します。	新たに農業に従事しようとする方、または従事して3年以内の方で別段面積(注1)以上を今後5年以上継続して耕作しようとする方。補助金交付後、速やかに認定農業者の指定を受けることが条件です。	右欄に記載する研修等を受けるために必要な経費（報償費、光熱水費、役務費、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費に限ります。）。	・異業種から参入する新規就農者が、先進農家、農業研修機関等で受ける研修の場合、対象となる研修期間は2年以内とし、1経営体当たり月10万円以内の額。 ・新規就農に必要な機械・器具の購入の場合、対象経費の2分の1以内の額。ただし、1経営体当たり20万円を限度とし、1回限りとなります。 ※今年度、国で青年就農給付金制度が創設されますので、詳細がわかりしだい当事業の内容を見直しする予定です。	1,800
認定農業者支援対策事業	認定農業者の営農計画実現を支援し、農業経営の安定と経営基盤の強化を図ります。	当市の認定農業者	右欄に記載する事項を実施するために必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費に限ります。）。	・先進農業技術の取得のために、一時就農を中断し、先進農家、農業研修機関等で受ける研修（雇用される場合を除く。）の場合、5万円以内の額で対象となる研修期間は1年以内です。 ・認定農業者の後継者(年齢45歳以下の方に限る。)が先進農家、農業研修機関等で受ける研修（雇用される場合を除く。）の場合、5万円以内の額で対象となる研修期間は1年以内です。 ・海外農業研修の場合、5万円以内の額で1人1回が限度です。また、他団体から補助等を受けている場合はその額を控除した額となります。 ・農地利用集積による規模拡大の場合、10a当たり2万円を補助します。ただし、対象農用地が隣接農地の場合は10a当たり2万円を加算します。交換分合の場合は、10a当たり4万円を補助します。	600
新農業創生活動事業	新たな取り組みをはじめの際の負担を軽減して意欲ある農業者を育てます。	市内に住所を有する3人以上の農業者のグループ。	右欄に記載する事項を実施するために必要な経費（報償費、旅費、役務費、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費に限ります。）。	(1)伝統野菜の復活及び栽培(2)郷土食・伝統食の復活・普及(3)農産物の加工(4)地産地消(5)販路の拡大(6)体験型観光農業 2分の1以内の額。ただし、単年度10万円を限度とし、補助金の対象期間は3年以内とします。	1,000
狩猟免許取得奨励事業	狩猟免許取得保持者を増やします。	市内に住所を有する狩猟免許取得予定者	狩猟免許受験手数料	10分の10以内の額	50

(注1) 別段面積＝耕作目的で農地の権利を取得する場合の許可要件となる一定の面積。須坂市の場合は、30aが仁礼地区、豊丘地区、40aが須坂地区、井上地区、日野地区、50aが豊洲地区、高甫地区と設定しています。

農地の貸し借りの手続きについて

農地を耕作する目的で貸し借りする場合は、農地法第3条の許可を受ける方法と農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画制度による方法があります。

農地法第3条による貸し借り

●農地を借りることができる人の要件

借りる農地を含め、すべてを効率的に利用して耕作の事業を行い、借りる方または世帯員が農作業に常時従事（年間150日以上）すると認められること。

●農地を借りることができる面積要件

借りる農地を含めた耕作面積が右表の各地区の別段面積以上になること。

農地の賃借権等の権利設定をする地区の別段面積	
須坂地区	40a
井上地区	40a
豊洲地区	50a
日野地区	40a
高甫地区	50a
仁礼地区	30a
豊丘地区	30a

相手が決まっている場合など



農地法第3条のメリット

貸借期限がきても貸し手と借り手の両者による合意がない限り解約となりません（自動更新）。

農業経営基盤強化促進法による貸し借り

●農地を借りることができる人の要件

借りる農地を含め、すべてを効率的に利用して耕作の事業を行い、借りる方または世帯員が農作業に常時従事（年間150日以上）すると認められること。

●農地を借りることができる面積要件

借りる農地を含めた耕作面積が、10a（1,000㎡）以上になること。

※市街化区域内の農地は、対象となりません。

地域の担い手にまかせる場合など



農業経営基盤強化促進法のメリット

- 貸し手は、貸した農地について貸借期限がくると確実に返還されます。離作料も不要です。
- 借り手は、貸借期限がきても貸し手との話し合いで貸借の再設定により継続して借りることができます。
- 農地の貸し借りに、農地法第3条の許可は不要です。

（イラストは、全国農業会議編集・発行のパンフレットから転載）

貸し手・借り手が、安心して農地を貸し借りできるしくみ等を整備したものが、農業経営基盤強化促進法です。農地の貸し借りについて、農林課、農業委員会事務局、地元農業委員、JA等にご相談ください。なお、農林課に農地の貸し出し等の情報「農地バンク」がありますのでご活用ください。

問合せ 農林課（電話248-9004）
農業委員会事務局（電話248-9015）

農作業標準労賃・機械作業標準料金

1 農作業標準労賃

	作 業 名	標 準 労 賃		備 考 (技術の優劣を考慮する)
		単 位	金 額	
稲 作 作 業	田 植 作 業	1 時間	850 円	植付準備作業、消毒作業含む
	一 般 作 業	〃	750 円	
畑 作 ・ 花 き	一 般 作 業	〃	750 円	
果 樹 作 業	剪 定 作 業	〃	1,570 円	接木作業含む
	袋 か け 作 業	〃	750 円	
	技 術 作 業	〃	1,500 円	棚建て
	一 般 作 業	〃	750 円	摘果（花）・房切り・摘粒作業 収穫荷造作業を含む
酪 農	サ イ ロ 詰 め 作 業	〃	850 円	
	搾 乳 作 業	〃	1,300 円	
き の こ	一 般 作 業	〃	700 円	

2 機械作業標準料金

	作 業 名	利 用 料 金		備 考
		単 位	金 額	
機 械 作 業	水 田 耕 起	10 a	A 7,600 円	作業容易なところ 15 cm耕起標準
			B 7,800 円	作業容易でないところ
	畑 耕 起	〃	7,500 円	礫混入畑、耕地の不整形、小面積及び果 樹園の場合は別に考慮する
	水 田 代 か き	〃	9,000 円	ガーデン作業の場合は10%増し
	田 植 作 業	〃	9,900 円	植付のみ
	稲刈結束作業（バインダー）	〃	10,500 円	結束ヒモは別に加算する
	脱穀作業（ハーベスター）	〃	10,500 円	乾燥のよいもの
	籾自動乾燥機	1 kg	19 円	乾燥のよいもの
	S S防除	10 a	3,900 円	1 回、作業容易なところ
	コンバイン	〃	25,000 円	4 条刈り、結束ヒモ代含む
	草刈作業	〃	3,900 円	乗用草刈機による作業

※ 運転手付 燃料費も含む ※ 機械のみ借りた場合は上記の 7 割程度

3 その他 機械利用料金等

バックホー（2 t 程度）		1 時間	5,000 円	運搬料別	運転手付 燃料費も含む
大型機械オペレーター労賃		〃	1,500 円	S S の運転も対象	
薪 割 機		1 日	5,000 円	燃料費を含まない	

- ・ 機械作業の消費税は内税とする

賃 借 料 情 報

平成23年 1 月から12月までに締結（公告）された市内の農地の賃
借料（10アール当たりの年額）等は、以下のとおりでした。

農 地 区 分		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
水 稲 (田)	平 坦 地	9,600円	15,000円	5,000円	13
	中山間地	データなし	データなし	データなし	1
樹園地	リンゴ	12,200円	20,000円	5,000円	26
	ブドウ	21,500円	32,600円	8,000円	44
	桃	15,200円	18,100円	10,000円	5
	梨	データなし	データなし	データなし	3
普 通 畑		5,400円	10,000円	2,500円	29

- ・ 平均に比較して著しく高額または低額な賃借料は、特殊取引として除外しました。
- ・ 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としました。
- ・ データ数が公表すべき基準（5 件）未満の場合は、「データなし」と表示しました。

※この情報は目安ですので、貸手と借手で十分な協議をして賃借料を決めてください。

TPPを考える 学習会に参加して

政府による適切な情報開示や国民的議論がない状況の中、TPP問題の本質について学習し、広く議論できる環境を作り、参加阻止に向けた県民運動を強化するため、県内31団体に組織

する「TPP交渉参加に反対する連絡会」主催による学習会が昨年の12月15日に開催されました。

600人程の参加者が集う中で、TPP問題に関わってきた研究者であり、テレビ解説などにも登場される東京大学の鈴木教授が「野田



総理のTPP交渉参加協議

入り表明と今後の見通し」と題し、また、酪農学園大学の柳准教授が「韓米FTAの真実」韓米FTAに学ぶTPP交渉の危険性」と題し講演されました。

鈴木教授は「政府による情報操作が心配される。日本農業は鎖国と言う人もいるが、カロリーベースで40%という先進国で最も低い

食料自給率は、言い換えれば60%も海外に依存している。一次産業のGDPに占める割合が1.5%だとしても、農林水産業がそこで展開されて

いることによって、いろいろな産業が成り立ち、商店街が成り立ち、自然も守られ、地域コミュニティ

が成り立っているというのが地域社会の現実である。食料の確保は、軍事、エネルギーと並ぶ国家存立の三

本柱で、食料は戦略物資というのが世界では当たり前の農業所得に占める財政負担の割合は、米国の稲作経営

では60%が、多くのヨーロッパの国々では90%が財政負担で支払われているのに対し、日本は15.6%しかなく、日本農業過保護論は誤りである。」と述べられ、「TPPと強い農林水産業は両立しない。地域社会が崩壊し、国土が荒れ果てる中、安全な食料を安く大量に買い続けられると信じて突き進むのが日本の将来のあるべき姿なのか。」と講演を結ばれました。

柳准教授は「韓米FTAにおいて行われた交渉とTPPにおいて行われるであろう交渉は、ほぼ同じ内容になる可能性が高い。韓国では農業の多面的機能といった外部経済が全く無視されたことによるデメリットは考慮されていない。日本はTPP参加の是非を判断するに当たり、韓国の状況をよく見てからでも遅くはない。」と述べられ、参加者は両教授の講演に聞き入りました。

農業委員会系統組織では、TPP交渉参加撤回の要請を政府に求め続けていきます。

農業振興に関わる要請を行いました

農業委員会系統組織では、農政に関わる要請を国県等へ行っており、この中には各市町村の農業委員会の要望も盛り込まれます。

須坂市農業委員会では、被害が増えているハ

いつまでも
仲良く

家族経営協定合同調印式

須高地区の家族経営協定合同調印式が、3月2日に高山村公民館で開催され、須坂市の5組を含む11組のご家族が協定を結ばれました。

夫婦間やお子さんも入った家族間での協定もあり、経営方針や役割分担などの家族間のルールを十分に話し合い、文書により取り決めたことで、より円満な農業経営が期待されます。



ハクビシン

クビシンなどの小型の有害獣やサルを農家が自身で捕獲し、防衛できるよう鳥獣保護法の規制緩和を要望として提出しました。

去る3月に県内全農業委員会長参加の中で開催された第111回定期総会で当市農業委員会の要望が盛り込まれた要請が決議され、長野県農業会議から国県等へ要請が行われました。

また、ブドウの幹や枝を食害するコウモリガの幼虫の被害が須高地区の中山間地域で増えていることから、この対策・指導についても長野県農業試験場等へ要望を行いました。



コウモリガ幼虫

老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です

老後の生活費は、国民年金だけでは十分とは言えません。

国民年金の上乗せ年金として、農業者年金に加入して安心で豊かな老後に備えましょう!!

60歳未満で国民年金第一号被保険者で年間60日以上農業に従事している方は、だれでも農業者年金に加入できます。

★農業者年金の特徴

①積み立て方式

自分で積み立てた保険料とその運用益が、将来受け取る年金額になります。

②終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。もし加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずの老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置があります

保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、所得税や住民税の節税につながります。

問合せ 農業委員会事務局（電話248-9015）

全国農業新聞の購読を

全国の農業情勢だけではなく、地域農業の話題など、家族の皆様も楽しんでいただける農家のための情報誌です。創刊から50年、農政の専門紙としてご好評をいただいております。

（購読希望者は農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください）

。購読料 月600円 。発行 毎週金曜日

農業委員会活動記録（抜粋）

（平成23年4月～平成24年3月）

4月28日	農振協議会現地調査・審議	9月	9月定例総会・協議会 各地区で農地パトロール（利用状況調査）実施
5月26日	4月定例総会・協議会	10月	10月定例総会・協議会 姉妹都市農産物販売（三浦市）
5月31日	全国農業委員会会長大会	10月22日	
6月27日	5月定例総会・協議会	10月23日	
7月10日	6月定例総会・協議会	10月31日	農振協議会現地調査・審議
7月20日	農業委員選挙 投票日	11月4日	10月定例総会・協議会
7月29日	臨時総会・協議会	11月29日	第57回長野県農業委員会大会
8月25日	7月定例総会・協議会	12月15日	11月定例総会・協議会 T P Pを考える学習会
8月29日	北信五市農業委員研修会		
9月28日	8月定例総会・協議会 農振除外事前審議会		

小林郁雄委員が表彰されました

昨年の11月4日、長野市で開催された第57回長野県農業委員会大会において、当市の小林郁雄委員が全国農業会議所会長表彰を受賞されました。

さらに、11月8日には農林水産大臣表彰受賞が決まり、12月27日に県から伝達されました。

これらの表彰は21年余の間、農業委員として遊休農地解消や陸砂利採取後の農地保全等に尽力された功績が評価

褒されたものです。
現在も現役の委員を務める小林郁雄委員の益々の活躍を期待いたします。



編集後記

4月20日、山形県への研修視察の際、東日本大震災の被災地である宮城県名取市の「ゆりあげの慰霊碑」を訪ね、農業委員全員で献花を行いました。

復興途中の被災地の現状を視て、今年が災害のない穏やかな年となるよう願うばかりです。

情報委員会（編集委員）

委員長	田幸勝
委員	板倉 充明
委員	荒井 延夫
委員	山岸 益雄
委員	横山 隆

12月27日	参加 12月定例総会・協議会 専門部会長・情報委員長・ブロック長会議
1月17日	
1月30日	1月定例総会・協議会
2月24日	須高地区農業委員会協議会総会・研修会
2月29日	2月定例総会・協議会
3月27日	農振除外事前審議会 3月定例総会・協議会

この他に
農業振興対策部会7回、
農地対策部会6回、後継者対策部会4回、情報委員会5回開催